

施策 152 廃棄物総合対策の推進

【主担当部局：環境生活部廃棄物対策局】

県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用および適正処理が進むとともに、廃棄物が貴重な資源やエネルギー源としてより一層有効活用され、循環型社会の定着が実感できる社会となっています。

平成31年度末での到達目標

ごみの発生・排出抑制が進み、地域特性などに応じた循環利用により、最終処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底や監視指導により、不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応が進み、不適正処理4事案についても着実に是正されてきています。

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
廃棄物の最終処分量		289千t 以下	283千t 以下	277千t 以下		270千t 以下
	309千t	286千t	290千t (速報値)			
目標項目の説明と平成31年度目標値の考え方						
目標項目の説明	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量					
31年度目標値の考え方	「三重県廃棄物処理計画」の最終年度（平成32年度）の目標値（264千t）と整合を図り、平成31年度に270千tとなることをめざして目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15201 ごみゼロ社会の実現（環境生活部廃棄物対策局）	1人1日あたりのごみ排出量（一般廃棄物の排出量）		965g/ 人日以下	957g/ 人日以下	950g/ 人日以下		943g/ 人日以下
		959g/ 人日	950g/ 人日	936g/ 人日 (速報値)			
15202 産業廃棄物の3Rの推進（環境生活部廃棄物対策局）	産業廃棄物の再生利用率		43.2%	43.3%	43.4%		43.5%
		42.8%	43.7%	45.8% (速報値)			
15203 廃棄物処理の安全・安心の確保（環境生活部廃棄物対策局）	不法投棄等不適正処理事案の改善着手率		100%	100%	100%		100%
		69.2%	100%	100%			
15204 不適正処理のは是正措置の推進（環境生活部廃棄物対策局）	不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率		56.3%	68.8%	75.0%		81.3%
		37.5%	50.0%	68.8%			

現状と課題

- ①一般廃棄物については、県民の皆さん、事業者、行政等のさまざまな主体が連携した3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により、排出量および最終処分量は着実に削減され、資源化率についても全国と比べて高い水準を維持していますが、循環型社会の実現に向か、今後は、循環の質にも着目して、枯渇性資源の再資源化、廃棄物の持つ未利用エネルギーの有効利用などを促進する必要があります。
- ② RDF焼却・発電事業については、RDF製造団体が2019（平成31）年9月を軸に三重ごみ固体燃料発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行することとなりました。関係市町においてごみ処理が滞ることなく円滑に移行できるよう、支援していく必要があります。
- ③災害廃棄物については、発災後の迅速な復旧・復興につなげるため、災害廃棄物処理に精通した人材の育成・確保に向け、災害時マネジメント力を育成する研修等を継続的に実施しています。また、災害廃棄物の処理に関して県と応援協定を締結している民間事業者団体や市町等と図上訓練等を実施しました。引き続き、南海トラフ地震等の大規模災害時においても、適正かつ円滑に災害廃棄物処理が行われる体制を早期に整備することが必要です。
- ④産業廃棄物については、事業者による3Rの取組が進められていますが、排出量や最終処分量は、景気の動向もあり明確な削減傾向は見られない状況です。今後、排出量の削減等に向け、排出事業者の取組を一層促進する必要があります。
- ⑤産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理については、依然として後を絶たない状況です。引き続き、排出事業者責任の徹底、処理状況の透明化や厳正な監視・指導など、県民が安全・安心を実感できる取組が必要です。
- ⑥過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、行政代執行により着実に環境修復を行うことが必要です。

平成31年度の取組方向

環境生活部

- ①県廃棄物処理計画（計画期間：平成28～32年度）に基づき、一般廃棄物の3Rや適正処理の取組を進め、安全・安心を確保しつつ、枯渇性資源の循環利用のための使用済小型電子機器等の回収や、食品ロスの削減の取組を促進します。
- ②RDF製造団体が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、引き続き市町等が設置した検討会等に参画し技術的支援を行うとともに、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する支援を行います。
- ③大規模災害時に備え災害廃棄物が適正かつ円滑に処理されるよう、国や近隣県、市町、民間事業者団体等との連携強化に取り組みます。また、市町等職員の災害対応力を高める取組を進めます。
- ④産業廃棄物について、排出事業者、廃棄物処理業者、研究機関、行政等のさまざまな主体の協創による、地域特性や資源の性状に応じた最適な規模の地域循環圏の形成に向けた取組を促進します。また、排出事業者の処理責任の徹底に向け、電子マニフェストや優良認定処理業者の活用を促進するとともに、処理業者の優良化を図り、廃棄物処理に係る県民の安全・安心を確保します。
- P C B廃棄物については、処理期限までに確実かつ適正に処理されるよう、P C B廃棄物保管事業者等に対する指導の徹底や、啓発等を実施します。
- ⑤産業廃棄物の不適正処理の未然防止や早期発見・早期是正のため、IT技術を活用し、効果的かつ迅速な事業者指導も行いながら、間隙のない監視・指導を行うとともに、市町や自主活動団体等のさまざまな主体との連携を強化し、不法投棄を許さない社会づくりを進めます。
- ⑥過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案について、特別措置法の期限である2022年度末までに対策を完了するよう、着実に工事を実施し、対策工事の効果確認を行います。

環境生活部、企業庁

⑦RDF焼却・発電事業については、市町のごみ処理が円滑に進むよう引き続き安全対策に取り組み、安全で安定した運転を行います。

主な事業

①「ごみゼロ社会」実現推進事業【基本事業名：15201 ごみゼロ社会の実現】

予算額：(30) 10,812千円 → (31) 61,429千円

事業概要：市町等が設置する一般廃棄物処理施設の円滑な整備および適正な維持管理を図るために助言・支援等を行い、廃棄物の適正処理を推進します。

また、RDF製造団体が、RDF焼却・発電事業から新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する支援を行います。

②地域循環高度化促進事業【基本事業名：15202 産業廃棄物の3Rの推進】

予算額：(30) 32,154千円 → (31) 51,681千円

事業概要：地域で循環可能な資源はできる限り地域で循環させる「地域循環圏」を形成するため、プラスチック類や食品廃棄物などの排出やリサイクルの実態について調査を行い、供給側と需要側を結びつける等、必要な方策を検討します。

③災害廃棄物適正処理促進事業【基本事業名：15203 廃棄物処理の安全・安心の確保】

予算額：(30) 14,494千円 → (31) 6,476千円

事業概要：県災害廃棄物処理計画等の見直しを行うとともに、計画の実効性を高めるための図上演習、セミナーなどを開催し、災害廃棄物処理体制の強化を図ります。

④産業廃棄物適正処理推進事業【基本事業名：15203 廃棄物処理の安全・安心の確保】

予算額：(30) 75,093千円 → (31) 95,370千円

事業概要：産業廃棄物処理業および施設設置に係る許可申請等の厳正な審査や、廃棄物処理施設への立入検査を行います。

また、次期廃棄物処理計画の策定に向け、産業廃棄物実態調査を実施します。

⑤不法投棄等の未然防止・早期発見推進事業【基本事業名：15203 廃棄物処理の安全・安心の確保】

予算額：(30) 58,005千円 → (31) 84,608千円

事業概要：市町、事業者、地域の活動団体等と連携し、不法投棄を許さない社会づくりを進めるとともに、監視カメラや無人航空機（ドローン）を活用し間隙のない監視を行います。

また、既存の産業廃棄物監視・指導支援システムを改修し、効果的かつ的確な指導と業務の効率化を図ります。

⑥環境修復事業【基本事業名：15204 不適正処理の是正措置の推進】

予算額：(30) 1,824,273千円 → (31) 996,805千円

事業概要：生活環境保全上の支障等がある4つの産業廃棄物不適正処理事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）について、産廃特措法に基づく国の支援を得て、2022年度までに対策を完了するよう、事業計画に基づき着実に対策工事を実施するとともに、対策工事の効果確認を行います。また、行政代執行費用の徴収については、原因者の差押可能な財産の把握に努め、排出事業者等の責任追及を行います。